

平成25年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱

平成 25 年 6 月 6 日

内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

我が国は少子高齢化が急速に進行する中で、情報化、国際化、消費社会化等が進み、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場など青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている。

青少年をめぐっては、平成 24 年の刑法犯少年の検挙人員は 9 年連続で減少しているものの、人口比では成人の約 4.3 倍と依然として高い水準にあり、少年による凶悪事件も後を絶たない。また、児童虐待事件や児童ポルノ事件等による被害が増加するなど、少年の非行及び被害の両面において予断を許さない状況となっている。

次代を担う青少年の育成は、国民全体に課せられた責務であり、国、地方公共団体、関係団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の非行・被害の防止のための取組を進めることが必要である。

このため、7 月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（以下「月間」という。）とし、青少年の非行防止等について、国民が理解を深め、さらに関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図るなどの各種取組を集中的に実施する。

2 期間

平成 25 年 7 月 1 日（月）から同月 31 日（水）までの 1 か月間

3 実施体制

実施体制は、別紙のとおりとする。

4 重点課題及び主な実施事項

(1) 重点課題 1 インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進

青少年がインターネット利用に係る非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことがないように、警察、教育機関等の関係機関を通じて青少年やその保護者を始めとする社会全体に対して、他人の ID・パスワードを不正に利用した不正アクセス、児童ポルノの提供・公然陳列、出会い系サイトへの禁止誘引行為の書き込み等の違法行為の実態、インターネット利用に係る児童買春や児童

ポルノ等の犯罪被害の実態及びフィルタリングの利用普及について積極的な広報啓発を行う。

また、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応として、青少年のインターネット利用に係る保護者の責務を始め、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成 20 年法律第 79 号）の内容について一層の周知に努めるとともに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（第 2 次）（平成 24 年 7 月 6 日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育、民間団体の取組の支援等の関連施策を着実に推進する。さらに、インターネット・ホットラインセンターの役割等の周知を図り、同センターへ違法・有害情報の通報を促すなど、違法・有害情報の排除に向けた気運を一層高める。

このほか、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成 15 年法律第 83 号）を始めとする関係法令及び条例の内容の一層の周知と厳正な適用に努める。

（2）重点課題 2 有害環境への適切な対応

図書や DVD 等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、有害図書・ソフトの区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸付け等しないこと等、各地方公共団体の青少年保護育成条例に基づく対策の徹底を指導するとともに、その状況の調査・点検を実施する。また、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等の事業者に対して青少年の深夜の立入制限の措置を要請する。

このほか、酒類・たばこの販売窓口における年齢確認の徹底を図るなど、酒類・たばこの未成年者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

（3）重点課題 3 薬物乱用対策の推進

「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成 20 年 8 月 22 日薬物乱用対策推進本部決定）、「薬物乱用防止戦略加速化プラン」（平成 22 年 7 月 23 日薬物乱用対策推進会議決定）及び「合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策（平成 24 年 8 月 30 日薬物乱用対策推進会議決定）」に基づき、学校における薬物乱用防止教育の充実のほか、街頭キャンペーンやイベントの開催など、あらゆる機会を捉え、家庭や地域社会、関係機関が一体となり、薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、「合法」と称してハーブなどの形態で販売される幻覚作用等を有する薬物の乱用について、青少年への広がりが見られることから、覚醒剤、大麻等と同様に、それらの有害性や危険性

に関する正しい知識の普及を積極的に推進する。

さらに、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用青少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、再乱用防止対策の充実強化を図る。

(4) 重点課題4 不良行為及び初発型非行（犯罪）の防止

少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことのないよう、少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。また、警察、青少年センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動を展開し、飲酒・喫煙や深夜徘徊などの不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行う。

さらに、万引きや自転車盗等が犯罪であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を少年に身に付けさせるため、学校教育等における法教育や、非行防止教室の開催などの取組を推進するとともに、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

また、ボランティア活動、スポーツ・文化活動等の体験活動を推進することにより、青少年が多様な交流体験を経験しながら社会性、主体性を育むことができるようにするとともに、地域における青少年の「居場所」づくりを推進する。

(5) 重点課題5 再非行（犯罪）の防止

少年が非行を繰り返さないようにするため、地域における青少年の「居場所」づくりなど、地域を挙げた取組を推進する。

少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の子どもを、その成長に応じて包括的に支える体制作りなどの取組を一層推進する。

地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。

特に、民間ボランティア団体、職業安定機関、更生保護関係機関、矯正施設及び警察等関係機関・団体が連携し、就労支援・就学支援を一層推進する。

(6) 重点課題6 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

いじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っている少年が、一人で悩み・苦しむことのないよう、「24時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングテレホンコーナー」、「子どもの人権110番」を始めとした各種の相談窓口における対応の充実とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる支援の活用を図る。また、学校非公式サイト、プロフサイト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等における誹謗中傷の書き込み等「ネット上のいじめ」も含め、いじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対する適切な処遇を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。さらに、互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、平穏な社会関係を形成するための方策や考え方を身に付けるための法教育を推進する。

(7) 重点課題7 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

青少年が児童買春や児童ポルノに係る犯罪等の被害者になることのないよう、学校や関係機関を通じて青少年やその保護者を始めとする社会全体に対して、性の逸脱行動や被害の現状、諸規制等について積極的な広報啓発を行う。

さらに、近年増加傾向にある児童ポルノについては、「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、国民、事業者、関係団体等との連携の下、各府省庁において施策を推進し、「児童ポルノは絶対に許されない！」という社会的意識を高め、被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護・支援の充実等の取組を推進する。

また、インターネット関係事業者や風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働きかけを行う。

特に、出会い系サイトやコミュニティサイトの危険性について周知啓発を行うとともに、多発しているコミュニティサイトに起因する犯罪や、スマートフォンの普及に伴い発生しているアプリに起因する犯罪から子どもを守るため、フィルタリングや、アプリの起動等を制限する機能制限アプリ等の利用普及、関係事業者による自主的かつ実効性のあるゾーニングの導入及びミニメールの内容確認の支援を一層促進する。

5 留意事項

(1) 月間の趣旨の定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が国民に定着していくようにするため、国民全体に向けた意識啓発や民間・地域住民の主体的取組の促進を重視する。

(2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民等が一体となって非行防止等のための諸活動を円滑に実施できるよう、関係機関・団体等において、連絡会議の開催、実施計画の策定などにより連絡調整を十分に行うとともに、同期間に実施される他の青少年の非行防止等に関連する月間等との連携に配慮する。

(1) 主唱

内閣府

(2) 参加

内閣府, 警察庁, 金融庁, 消費者庁, 復興庁, 総務省, 法務省, 最高検察庁, 外務省, 財務省, 国税庁, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省, 防衛省, 最高裁判所, 都道府県, 市区町村

(3) 協力(五十音順)

指定都市教育委員・教育長協議会, 全国更生保護法人連盟, 全国高等学校PTA連合会, 全国高等学校校長協会, 全国市町村教育委員会連合会, 全国児童自立支援施設協議会, 全国社会福祉協議会, 全国少年警察ボランティア協会, 全国人権擁護委員連合会, 全国青少年補導センター連絡協議会, 全国町村教育長会, 全国都市教育長協議会, 全国都道府県教育長協議会, 全国防犯協会連合会, 全国保護司連盟, 全国連合小学校長会, 全日本中学校長会, 中核市教育長会, 日本BBS連盟, 日本PTA全国協議会, 日本勤労青少年団体協議会, 日本更生保護協会, 日本更生保護女性連盟, 日本私立中学高等学校連合会, 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

(4) 協賛(五十音順)

アルコール健康医学協会, 安心ネットづくり促進協議会, インターネット協会, インターネットコンテンツ審査監視機構, インターネットコンテンツセーフティ協会, 映画倫理委員会, 衛星放送協会, 映像倫理機構, コンピュータエンターテインメント協会, コンピュータエンターテインメントレーティング機構, コンピュータソフトウェア倫理機構, 出版倫理協議会, 出版倫理懇話会, スポーツ七紙広告掲載基準委員会, 成人番組倫理委員会, セルメディアネットワーク協会, 全国卸売酒販組合中央会, 全国興行生活衛生同業組合連合会, 全国小売酒販組合中央会, 全日本アミューズメント施設業者協会連合会, 全日本広告連盟, 知的財産振興協会, テレコムサービス協会, 電気通信事業者協会, 電気通信共済会, 電子情報技術産業協会, 東京臨床心理士会, 日本アダプタイザーズ協会, 日本アミューズメントマシン協会, 日本インターネットプロバイダー協会, 日本映像ソフト協会, 日本映像ソフト制作・販売倫理機構, 日本カラオケボックス協会連合会, 日本ケーブルテレビ連盟, 日本広告業協会, 日本広告審査機構, 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合, 日本雑誌協会, 日本雑誌広告協会, 日本酒造組合中央会, 日本蒸留酒酒造組合, 日本新聞協会, 日本精神衛生学会, 日本電話相談学会, 日本複合カフェ協会, 日本フランチチェーン協会, 日本放送協会, 日本民間放送連盟, 日本ユニセフ協会, 日本洋酒酒造組合, 日本洋酒輸入協会, 日本臨床心理士会, 日本レコード協会, 日本ワイナリー協会, ニューメディア開発協会, ビール酒造組合, フィルタリング連絡協議会, マスコミ倫理懇談会全国協議会, モバイルコンテンツ審査・運用監視機構